

中国企業管理の動向

(一つの国に二つの制度)

工藤市兵衛・鈴木 達夫・近藤 高司

The Sweeping Changes in Economic Policy of the China

(Two Economic Systems in One Country)

Ichibei KUDO, Tatsuo SUZUKI and Takashi KONDO

This paper analyzes the changes in economic policy of China during the periods of “ultra-lefts” era of four leaders, Hua Guo feng’s regime, and Deng Xiaoping’s the kind of revolution. In the era of “ultra-lefts”, the capitalism had been criticized then the communism was adopted. This communism was further criticized by Deng. The current Deng’s policy can be viewed as new reforms that economy is peried loose from rigid state controls. This paper discusses Deng’s new reforms as two econpmic systems in one country or the third economic policy of the China.

1. はしがき

過去に何回か中国の工場診断並びに責任者との意見交換する機会を与えられた。大きく分けて、最初は1971年文化大革命中であり、次は国交回復後の華国鋒の時代であり、数回訪問した。更に1980年代は再三訪問することが出来た。又、最近は所謂「時間は金なり、効率は命なり」のスローガンが見られる様な時代となっている。これらの診断並びに討論を通じて得られた経験を主とし「企業管理指導理念上の問題点」を簡潔に述べて見たいと思う。

唯、今日の中国は四つの現代化、即ち農業、工業、国防、科学技術の現代化（四化）を押し進め、更に今世紀末までに工業農業総生産額を4倍に引き上げることを目標としている真唯中にあり¹⁾、一口に中国を云々することは出来ない。それは、あまりにも変遷が急激で試行錯誤を重ねつつあるためである。

今回は主として1984年6月江蘇省における無線工場、工作機械工場、刺繍工場、及び同年9月深川経済特別区における大学労働組合等との討論現状診断を通じて得られた時間的にも場所的にもごく限られた資料並びに心証を主体として構成されている。

必ずしも著書、論文等の文献を調査引用したものでな

く現地における診断、討論、資料によるものである。従って必ずしも客観的でなく、主観に亘たることも多く、あるいは真実を伝えず却って誤解を招くような箇所もあるやを危惧するものであるが、その責任は一にかかって筆者の浅学非才によるものであり、全責任が筆者に存することは云うまでもない。

2. 中国における計画経済の特質と理念

中国の計画経済は、もっとも古くさかのぼれば解放以前の1927年頃革命根拠地で建設された公営集団経済に中国の社会主義経済の萌芽がみられ、中国における計画経済の萌芽もここに始まると云えるかもしれないが²⁾、しかし何れにしても全国的に取り上げられたのは1949年10月1日の中華人民共和国成立後の中華人民共和国憲法制定以後のことである。この憲法は社会主義国家をめざす人民民主主義的憲法であり、それらは中国独得のものであり、「新民主主義」と名付けられ、1975年1978年に改正され、更に1882年にも新しい憲法草案が発表され、第5期全人民代表大会第5回会議で採決公布施行され今日に至っている³⁾。

中国の経済管理制度は以上述べた中華人民共和国憲法に則り、まず第一は農村経済の半封建的構造を変革する

土地改革であり、第二は外国資本主義の支配の削減と国営経済部門の創設であり、第三は政治的統一を裏づける経済的国内統一である。工業化の開始と社会主義的経済制度の形成はソ連式の重工業優先発展方式の模倣にあった。それは高度に集権的で行政的管理を主とした制度であった。こうした高度に集権的な体制の下で地方政府や末端企業の管理権限は著しく小さかった⁴⁾。

中国がこのような経済管理制度をとったのはソ連以外に Model とする所がなかったためであろうと思われる。資本主義、社会主義の企業管理にせよ、一般人民の生活の向上のため合理性を追求し、無駄や搾取の排除にその目的を求めることが出来る。

即ち、人間は如何なる政権経済体制をとるにせよ欲望は無限であることは人間の本能である。しかし、この欲望を満たすための物資はローマクラブ⁵⁾の言を借りるまでもなく有限である。ここに搾取のない平和で自由な体制実現へのあり方に関して色々の政治的経済的体制があらわれた。その代表的な方式は資本主義であり、他の方式は社会主義である。前者は基本的には私企業体制であるのに対し、後者は基本的には共有企業体制であり、国家計画の履行が優先する。中国における企業管理の社会主義体制は云うまでもなく半封建、半植民地的経済構造の改革の結果が生まれたものであり、資本主義体制への批判として革命後生まれたものである。

以下、資本主義の批判の産物として生まれたソ連を範とした社会主義的企業管理に対しそれに対する批判として一見西欧化が行われているとされる⁶⁾。明らかに外見上は西欧化しているやに見えるが、しかし指導理念としての社会主義を捨てたものでもなく、社会主義企業管理への批判としての「第三の企業管理方式」であると見ることが出来る。

以下、これらの問題について具体的に述べることにする。

3. 各種管理の内容と課題

資本主義企業管理に対する批判として生まれた中国の企業管理体制ではあるが、具体的管理の内容としては我が国の様な資本主義国の形態にならって分類することも出来る。

- (a) 生産管理—製品の企画と設計, 生産工程設計, 材料とその計画, 生産の計画と統制, 品質管理
- (b) 労務管理—労働のノルマ, 賃金, 分配制度, 企業組織
- (c) 購買と販売管理—原材料調達, 製品の販売
- (d) 財務管理—原価の計算, 減価償却, 利潤

(e) 管理組織—老幹部の問題, 党行政と現場管理

(f) 企業計画—企業と政府の役割

以上の様に分類し、アメリカや日本の企業管理との比較、中国それ自身の検討等多くの問題点があるが、ここでは以下企業管理の動向との関係に絞って述べることにする。

4. 批林批孔時代の企業管理

中国の企業管理はソ連邦を Model として形成され、高度に中央集権的な体制の下、企業の自主管理権限は著しく少ないものであった。このことは先に述べたが、しかし1960年以降何回か改革が試みられた。それは主として地方人民政府の経営管理権限の拡大を目指すものであり、末端の企業 Level の分権化はほとんど問題にならなかった⁷⁾。

1966年5月から76年10月の「四人組」失脚までの約10年にわたったプロレタリア文化大革命期は企業管理秩序の枠組は打破され、一時は無政府主義的な風潮が見られたのは今更申すまでもない。この時期は「貧しいままの移行⁸⁾」と云われる。その期間北京、上海でその状況の一端をかいま見ることが出来た。

しかし、四人組が失脚した以後は再び引締めが始まり、移管された地方への権限は中央へ回収され中央集権化がなされた⁹⁾。经济管理権限の地方への「下方」(移管)を意味する「放」の局面から権限が再び中央へ回収する「収」の局面への転換即ち「放」と「収」の反復が見られる。

四人組全盛時代の自転車工場を無錫市で見学診断したことがあるが、当時は「農業は大塞に学び、工学は大慶に学ぶ、農業を主とし工業を導き手とする」しかも、すべてが自力更生の時代であった。思想即ち「紅」を前面に出し、技術即ち「專」は一步下がった感じであった。現行企業管理制度の問題は、これまでの中央と地方の関係と云うよりは国家と企業の関係であると見てよい。主要な問題点は企業の生産、経営活動はすべて上級の管理機関によって統一的に差配され、企業の損益もまた国が引き受けていた。経営が良くても悪くてもみな同じであった。中国で云う「大釜で飯を食う」「親方赤旗経営」が広く見られた¹⁰⁾。

これに対し、一般人民大衆をより幸福にするための物的手段として生活水準を向上することが人民の本能的願いであるとの認識の下に改革が始められたと見るべきであろう。

5. 企業管理制度の問題点

(1) 自主計画権の欠如

改革前の企業の地位は、中央、地方の各級行政機構の

付属物化し自主的権限は殆どなかった。企業の計画に対する管理権は少なく、各計画指標はすべて主管機関によって占められていた¹¹⁾。

又、生産に必要な投入財の供給も国が責任を持ち、生産者は、すべて物資又は商業部門が引き取る System であった。更に企業の利潤もほとんど国へ納入され、国が企業の収支を統制していた。集団所有制企業は、独立採算制を取ることになっていたが、実際には損益の責任は負っていなかった。人事管理の面でも自主権がなく、労働者はすべて当該企業所地の地方人民政府により配分され、企業の必要とする人が配分されず、しばしば不適切な人が配分された。

これらは全人民所有制の企業ばかりでなく、集団所有制企業でも同じであった。

(2) 市場メカニズムの欠如

企業管理体制が上から下への国家資本主義的計画制度であり、企業が何をどれだけ生産するかは国家計画の通り主として上から下への指令的指標により決まる。そのため、社会の需要に応じることは難しく、一方では必要としないものが生産され、他方では物資不足を来たす現象が生じていた。即ち、供給と需要が、かみ合わず長期にわたり解決が出来ていなかった。

(3) 責任所在の不明確

これまでの企業体制の下では、企業や従業員が経済責任を負わなかった。こうして親方日の丸の経営が見られた。企業管理の拙さは、せいぜい転動させられる程度であると云われる。この親方赤旗的経営を中国では、「大鍋飯」或いは「鉄飯碗」等と云っている。

6. 企業管理制度の改革の摸索

(1) 以上の様な問題を改革するための措置は、1979年頃より開始せられた。社会主義はあくまでも純粋な生産手段の全人民所有制の国営経済しかないと考えられ、集団所有制企業の強化こそが、社会主義体制の発展と考えられてきた。

しかし、今日では、その所有制、企業管理体制の多様化によって、硬直化した企業活動を活性化できるものと認めている点にある。最近の南京市における現状では職を求めている「待職青年」その他、住民による共同出資経営が発展し、小規模な協同組合（合作社、合作小組）が見られ、自ら損益の責任を負う集団企業が活発化しつつある。自由市場はその一つの現れである。そのほか、対外開放下での外国資本との合併企業も出現し、南京市の金陵飯店は、37階建で最上階がパノラマ式になっている近代的ホテルで既に昨年より営業が開始されている。

(2) 市場メカニズムの導入

国家計画経済の下、市場メカニズムによる調節は極力排除されたが、現在は企業活性化のため、市場調節の原理が導入された。しかし、計画経済を主とし、市場調節を従とすることが原則である。

(3) 企業の自主権拡大

自主権の拡大は、企業独自の生産、販売の権限（立派な工場カタログが出来ている）従業員の選択的採用、利潤の留保、使用の権限等、あたかも思想は社会主義、経済は資本主義の観を呈している。

7. 企業管理制度の今後の動向

企業管理改革は企業の自主権拡大に伴い、企業管理の非政治主義化が台頭し、革命委員会は廃止され、党委員会指導の下の工場長責任制に改められた。しかし、次の様な問題があると思われる。

① 共産党の指導と、その実施責任を有する工場長との間における指導と責任が分離されていることに疑問がある。今では工場には職務分掌規定等が掲示されており、近代化がかなり進んでいるとみてよい。南京のある工場では二本建の職制がとられていた。

② 党委員会の構成員の専門化、知識化が見られないこと。新しい大学出身の技術者が多数採用されているが素人が玄人を指導する様なことにならないかの疑問。

③ 更に党委員会の自己管理の難しさ、これは日本の行政改革の難しさを見ても分かる様に、つまり自覚に待つより外に方法がないのではないかの疑問。

④ 中国の国営企業は各級の行政機構に属しているのて党は本来の生産業務の他、様々な行政事務を行っており、一つの小社会の観を呈している。これは大学においても例外ではない。従って党書記は、単に企業内の業務運営のみならず、従業員の厚生福祉に至るまでさい配を振るい雑務に逐われ、企業管理本来の業務を全うする余裕が無いのではないかの疑問。

⑤ 工場の生産業務以外の例えば日本では当然外注又は仕入れすべきものを所内製作又はそれに要する人員を持っていることへの疑問。

8. 企業の西歐化

企業の「大釜飯」を改め効率を高め生活水準を向上させる方策として市場及び競争原理の導入が急速にはかられていることは今や衆知の事実である。企業の積極性活性化を引き出すため、企業自主権拡大の10項目の新しい措置を公布した¹²⁾。その内容は、国営工業、企業の自主権の一層の拡大することに関する暫行規定であり、主な内容は次の如くである。①生産、経営、計画面、②製品の販売面、③製品の価格面、④物資の選択、購入の面、⑤

資金の面、⑥資産処理の面、⑦機構設立の面、⑧人事、労働管理の面、⑨賃金、奨励金の面、⑩合作経営の面において、かなりの自主権限を認めたものである。

更に都市経済改革に関する趙総理の五つの主張¹³⁾は、①都市経済にみられる「大釜飯」の改革、②投資効率の大幅向上、③流通体制の改革、④経済特別区の積極的運営、⑤知識と知識分子の役割の重視。

以上、何れも経済体制の改革をかかげ効率経営競争原理、市場原理の導入を華々しくうたっている。又、南京市及び深川経済特別区においても経済改革が進んで、あたかもそのまま西欧化するのではないかと錯覚をおこす程である。即ち、改革の実績としては、①政権と经济管理を一体化する人民公社の改革、②高度流通体制の改革、③「鉄の飯茶碗」「終身制」の改革。

しかし、これらの改革には全面的、系統的な計画でなく、各地方、各部門が互いに協力せず思いの改革と云う矛盾が生じていると思われる。そして、改革の内容としては①改革の重点を市場原理におくもの、②価格体制におくもの、③農村経済措置におくもの、④計画体制におくもの、⑤生産の請負責任性の整備におくもの、等々さまざまであり、試行錯誤の域を出ていない観さえ存する。

更に1980年8月全国人民代表大会の「広東省経済特別区条例」の承認公布により設置認可された深川経済特別区ではこの4年の間にかつて山腹、湖、沼、荒地だったところに18階建以上の建物が千余棟も建っている。そして、その管理体制は、①機構の簡素化、高率化、官僚主義的の作風一掃、②行政機関と企業を分離し、権限を下ろし企業の経営業務に対して行政介入を行わない。③これらの会社は自主経営、独立採算性をとる経済実体、④人事面では委任性を招へい制に改組。更に優れた指導者は民主的方法により選出し、適材適所をはかり権限の濫用を防止している。又、賃金制度は未だ各企業の管理法がそれぞれ異なっているため、賃金制もさまざまだが一般的に云って多く働けば報酬も多くなると云う原則が貫かれている。職務給与制は基本給+職務給+手当+変動給が代表的である。

- ① 基本給は国が定めた賃金等級に基づいた給与
- ② 職務給はそれぞれの職務や持ち場の労働量と質の格差を示す給与
- ③ 手当は病気、事故休暇や退職などを考慮した給与
- ④ 変動給は報奨給のことで企業の経営成果と本人の労働の貢献度によって評定され固定したものではなく、上限も決められていない給与

給与構成の比率の一例は基本給30.5%、職務給37.2%、手当10.3%、変動給22%で固定給部分は40.8%を占め、

これは従業員の基本生活に必要な部分であるとされる¹⁴⁾。ある南京市の無電電廠でも個人の出来高を毎月発表していたのも正にこのためであった。

以上の様に見れば西欧化が進んでいる様に見える。

尚、人民の生活向上方策として考えられることは賃金の改定であろうが更に、①週休二日制の採用、②女子労働者の家庭への定着、③大学等の教育機関の拡充等外見上の西欧化はどんどん進んでいると思われる。

そして、この企業の自主権拡大とともに会計もまた重視されてきた。つまり会計情報は経営意思決定に役立たねばならないと共に適切な原価利潤の計算、即ち経営成績並びに資産保全、管理即ち財政状態の把握が利害関係者に対しても必要とされるが、中国における会計制度はまだ政治と経済が分離していないため会計制度のあり方も当然政治に強く影響されている¹⁵⁾。

そして幾多の変遷を経て1979年から国営企業に対し一連の企業改革を行って来た。①指令的計画から指導的計画へ、②変動価格制の導入、③減価償却基金の企業内留保、④経済責任制の導入であり、1983年6月より一部国営企業に対し法人税制度(原文一利改税)が導入され¹⁶⁾、企業の自主権が拡大されてきた。しかし、筆者の知る限りにおいては甚だ不十分なものであり、今後、会計処理の原則手続き等の整備は勿論、会計情報の量と質の両面からその確立が急がなければならないであろう。まだまだ細部の点でその不十分さに悩まされることであろう¹⁷⁾。

9. 社会主義下の企業管理

中国における社会主義の出現はそれなりの物質的条件があったことであり、中国の社会主義は科学的社会主義の基本原則に合致すると共に中国の特色を合わせもっていると言ってよい。生産の社会主義と資本主義の私的所有の矛盾と云う資本主義制度の基本的矛盾を分析して生産手段私有制を廃止して生産手段の共有制をうちたてたように見えた。

1984年秋には建国35周年を迎えた。中国革命を支えた「新民主主義論」や「人民民主主義独裁論」に従えば強固な社会主義社会を建設して、いよいよ共産主義社会への移行が本格的に開始される時期である。

しかし、登小平体制化の中国¹⁸⁾は先にも触れた如く今世紀末までに「四つの現代化」を達成し現行の一人当たりGNP250ドルを1,000ドルにしようと、いわゆる開放経済体制を推し進めている。アメリカや華僑の資本や技術を導入し、資本主義社会を範として経済建設をすすめているやに見える¹⁹⁾。しかし、中国の社会主義社会は資本主義社会の批判として生まれたものであり、今日の開放

経済体制はその産物である。しかし、今日の改革は第一は生産手段の共有制を基礎としており、すべての搾取制度と搾取階級を削減して勤労人民が生産手段の主人公、国の主人公となっており、これは資本主義制度では出来ないことである。第二は計画経済を堅持しているため、一定の比率に基づいて発展しており周期的経済危険をまねく矛盾は存在しないとしている。収入水準は低いがさまざまな料金は資本主義国よりはるかにやすく生活は安定している。そして生産の目的は資本家のための利潤追求でなく、人民の需要を満たすためなのである。これは物質的生活について述べたが精神生活については、政治、経済、社会について、共通の理想を持ち、共有の道德基準を持っている²⁰⁾。従って、中国は当面一党独裁体制を崩さないであろう。中華人民共和国として、その憲法に社会主義を明確に標榜している現在中国の権力基盤は変化しないことは明らかである。このことは「深川経済特別区」についても同様である。

10. 結 び

以上、開放後の中国企業管理政策の変遷を四人組、華国鋒、現在に分けて見てきた。確かに四人組全盛時代の中国は企業管理の手法等は正しくアメリカの「手先の学」であった。しかし、今や人民の生活水準を向上さす最も重要な方策であると変わった。しかし、社会主義の本質は変えることはあるまい²¹⁾。見かけは資本主義的西欧化が表われてもその本質は変わることはない。日本において、見かけは資本主義でも実質社会主義ともとれる側面もある。資本主義と社会主義と色分けする必要もなからう。何れにしても人間の欲望は無限であり物質は有限である。この状況をふまえて一般大衆の生活の向上を計る手段方法に差があるにすぎない。

中国における最近の企業管理は「第三の方式」であり、資本主義と云う名の社会主義、社会主義と云う名の資本主義と云っても差し支えない様にも思える。何れにしても開放経済下の中国は日本のよきライバルとして発展することは間違いなく、又それを期待するものである。中国の現状は試行錯誤中で掴みにくい点もある。尚、多くの著者関係者の言を引用した。深く感謝の意を表すものである。

註

- 1) 日中人文社会科学交流協会、交流簡報、1984年3月号、中国科学院孫尚清秘書長講演
- 2) 游仲 勳編著、現代中国の計画経済、ミネルヴァ書房、p.3

- 3) 中華人民共和国憲法前文、1982年12月4日公布、施行
- 4) 藤本 昭他著、中国経済、世界思想社、p.102
- 5) 1968年4月ローマに西欧の政、財、学界のリーダーが集まって結成した国際的な未来研究団体、1972年には「成長の限界」74年には「転機に立つ人間社会」76年には「地球社会の目標」がそれぞれ発表された。
- 6) 中嶋嶺雄著、現代中国の政治と戦略、PHP研究所、p.236
- 7) 藤本 昭他著、前掲中国経済、p.103
- 8) 北京周報、1984年、No.47、p.20
- 9) 藤本 昭他著、前掲書、p.105
- 10) 日中経済協会、中国の企業管理制度とその改革の課題、1983年3月、p.1
- 11) 藤本 昭他著、前掲書、p.107
- 11) 人民中国、1984年9月、No.734、p.61
- 13) 人民中国、前掲書、p.62
- 14) 北京周報、1984年、No.49、p.20
- 15) 張美王、「会計」、森山書店、昭和59年12月号、p.120
- 16) 同 上、p.125
- 17) 同 上、p.124
- 18) 北京周報、文献(7)、経済体制改革に関する中共中央の決定、(中国共産党第12期中央委員会第三総会で1984年10月20日に採択)
- 19) 中嶋嶺雄著、現代中国の政治と戦略、PHP研究所、p.236
- 20) 北京周報、1984年11月20日、蘇星、p.21
- 21) 前掲、北京周報、文献(7)

参考資料

- No.1 人民中国、1984年9月、No.734、p.61
- No.2 同 上、p.62
- No.3 会計、森山書店、126巻、第6号、p.124
- No.4 北京周報、文献(7)、1984年10月30日、No.1097、別冊付録

資料 No.1

企業自主権拡大の十項目の新しい措置

企業の積極性を引き出すため、國務院は今年5月10日「国営工業・企業の自主権をいっそう拡大することにかんする暫行規定」を公布した。主な内容はつぎのとおり。

1. 生産、経営、計画面。企業は国家計画の達成を確保するという前提のもとで、国家建設および市場製品の増産を自ら行うことができる。
2. 製品の販売額。販売してはならない旨国家がとくに規定した製品以外の、計画外の超過生産品、試作品、

国家の購入しない製品、および在庫製品などはすべて自ら販売することができる。

3. 製品の価格面。自ら販売する製品および国家計画達成後の超過生産品は、一般に、20%の高低の範囲内で、企業は自ら価格を決定する権限を有する。
4. 物資の選択・購入の面。国家の統一分配する物資について企業は供給部門を選択する権限をもつ。
5. 資金の運用面。企業は内部留保資金を、規定された割合に従ってそれぞれ生産発展基金新製品試作基金、予備基金、従業員福利基金、奨励基金として確保し、かつ、自ら運用する権限をもつ。
6. 資産処理の面。企業は余分な、または放置してある固定資産のリースまたは有償譲渡の権限を有する。
7. 機構設立の面。規定された範囲内で企業は機構の設置と、人員の配備を自ら確定することができる。
8. 人事・労働管理の面。工場長（企業責任者）は上級が任命する。副責任者は工場長が指名し、上級管理部門の批准を求める。工場内の中級管理職は工場長が任免する。
9. 賃金、奨励金の面。国家の統一規定を実施することを前提に、企業は自ら賃金形態を選択することができる。工場長は特殊な貢献をした従業員に対する昇給の権限をもつ。
10. 合作経営の面。所有制の形式、従属関係財政体制を

そこなわない前提で、企業は部門地区にまたがる合作経営を参与し、またはこれを組織する権限、およびすぐれた部門をえらび、生産協力または製品の販路拡張をおこなう権限をもつ。

資料 No. 2

都市経済改革に画する趙総理の五つの主張

趙紫陽総理の「政府活動報告」では、都市改革のテンポを速めること、国と企業、企業と従業員との関係の解決から手をそめて、当面の情勢に見合った各種改革措置を初歩的に組み合わせ、同時におしすすめることを呼びかけている。

1. 都市経済に普遍的にみられる「大鍋飯」の弊害を真剣にかつ段取りを追って改革し、企業と従業員の積極性をよりよく引き出すこと。
2. 建築業および基本建設の管理体制を改革し、投資効率を大幅に向上させること。
3. 流通体制を改革して、流通ルートを通じさせ、物資の流れをよくすること。
4. 経済特別区の積極的運営、および沿海都市のいっそうの開放によって、対外経済・技術交流の新局面を切り開くこと。
5. 知識と知識分子の役割をいっそう重視し能力開発を強化し、労働者・職員の資質をたえず高めること。

資料 No. 3

中国会計における経済的・政治的背景

1950年	「国家財政経済工作の統一に関する決定」 独立採算制の導入に関する指示 「会計制度司」の設置 国営企業の会計制度の統一	* 1966年	「文化大革命」 「利潤による統帥」の批判 会計制度の廃止 会計単位の縮小 会計職員の転任
1950年 ～1952年	「国営企業における原価計算規程の統一」 「国営企業における企業奨励金の引出の措置」 独立採算制を実施するための内部条件と外部条件の整備	1978年	「会計職員職権条例」 会計職員の活動は、国家の財政・経済規律を執行・監督するように要請された。
1953年	国営工業企業は、財務会計・原価計算制度を整頓し、全面的に独立採算制を実施しはじまった。	1979年	経済改革 企業の自主権の拡大にともなって、会計情報も重視されてきた。 会計思潮の遅れは、目立つようになった
* 1958年	「大躍進」 「政治帳を計算する必要があるが、経済帳を計算する必要はない」というスローガンや「無帳会計」の遂行によって、会計作業をむりやり簡略化した。	1981年	「会計幹部技術職名暫定規定」 会計幹部の昇級条件を定め、財務・会計人員の育成に力を尽くした。

1961年 ～1962年	「国営企業における会計計算工作の規程 (草案)」 総合的な会計制度を作り上げた。 「全国会計工作会議の情況に関する報告」 会計制度の重要性を強調し、「大躍進」 の錯誤を認めた。	1982年	「国営企業における財政駐在員制度の復活 に関する報告」 監査への重視 「国営企業における財務・会計工作に関する 報告」 財務・会計制度の実行に対する整頓
1963年	「会計職員職権試行条例」 会計職員の職務、責任、権限、職名、任 免賞罰にきまりを与えた。	1983年	「法人税」制度の導入 利潤上納制に代わって、西側の法人税の 考え方を取り入れた。 〔税金 利益〕 { 生産発展 基金 福利基金 奨励基金 〔留保利益〕

* 後退期

資料 No. 4

経済体制改革に関する中共中央の決定

(項目のみ)

(中国共産党第十二期中央委員会第三回総会で1984年10月20日に採択)

1. 改革は当面わが国の情勢発展のさし迫った要請である。
2. 改革の目的は、生気にみちた社会主義経済体制をうち立てることにある。
3. 企業の活力を強めることは経済体制改革の中心的な一環である。
4. 価値法則を意識的に運用する計画体制をうち立て、社会主義の商品経済を発展させよう。
5. 合理的な価格体系をうち立て経済槓杆の役割を十分に重視しよう。
6. 行政機構と企業の職責を切り離し政府機構の经济管理機能を正しく発揮させよう。
7. さまざまな形態の経済責任制をうち立て労働に応じた配分の原則を真剣に貫こう。
8. さまざまな経済形態を積極的に発展させ、対外、対内の経済技術交流をさらに広げよう。
9. 新しい世代の人材を起用し、社会主義经济管理幹部の強大な隊列をつくりあげよう。
10. 党の指導を強め改革の順調な進展を保証しよう。

参考文献

- 1) 『社会発展史講話』北京師範大学政治教育系政治経済学組、編写、人民出版社、1975年12月、B 6、398頁

- 2) 『中華人民共和国、第五期全国人民代表大会、第一次會議文献』外文出版社、1978年、B 6、235頁
- 3) 『工業会计学』閻金鏢、賀南軒主編、中華人民木学出版社、1979年7月、A 5、534頁
- 4) 『工業企業成本管理』李玉生、陳維涓編、千山西人民出版社、1980年8月、B 6、330頁
- 5) 『工商企業税利検査』工商企業税利検査教材写組編著、中国財部教材編審委員会、中国財政経済出版社、1981年6月、B 6、226頁
- 6) 『工業企業財務管理』工業企業財務管理写組編著、中国財政経済出版社、1981年、A 5、286頁
- 7) 『工業企業財務管理』遼寧財經学院編、遼寧人民出版社、1982年1月、B 6、297頁
- 8) 『国際結算』蘇宗祥編著、中国財政経済出版社、1982年2月、A 5、281頁
- 9) 『経済数学方法與模型』陳錫康、李兼全閻樹海、崔新偉著、中国財政経済出版社、1982年、B 5、490頁
- 10) 『工業企業管理教材』四川省企業管理輪訓班教研室、四川人民出版社、1982年5月、311頁
- 11) 『工業企業経営管理学、上冊・下冊』復旦大学经济管理教研室編著、復旦大学出版社、1982年7月9日、A 5、1125頁
- 12) 『工業经济管理』工業经济管理編写組、上海人民出版社、1983年6月、A 5、436頁
- 13) 『建国以来会計基本理論文章摘編』葛家樹、吳水澎主編、天津人民出版社、1983年9月、A 5、436頁
- 14) 『中国社会主義稅收』王誠堯著、黒龍江人民出版社、1984年1月、229頁
- 15) 『基本建設財務信用学』景宗賀主著、中国財政経済

出版社，B 6，1984年2月，274頁

- 16) 『工業企業労働保護』周光祖編著，山西人民出版社，1984年2月，A 5，348頁
- 17) 『人民中国』人民中国編集委員会編，人民中国雜誌社，1984年1月
- 18) 『北京周報』北京周報社，1984年1月
- 19) 『經濟管理』經濟管理編集委員会，經濟管理出版社，1984年6月
- 20) 『中国經濟季報』（中国經濟年鑑増刊）中国經濟年鑑編集委員会，經濟管理雜誌社，1984年1月
- 21) 『法学研究』法学研究編輯部，中国社会科学出版社，1984年6月
- 22) 『中華人民共和國法全集』（社）中国研究所，1981年，

第一集～第三集

- 23) 『中国經濟の現状と企業』日中經濟協會，1983年4月
- 24) 『中国の經濟と技術』小島麗逸著，勁草書房
- 25) 『中国における企業の国有化』西村幸次郎著，誠文館
- 26) 『中国經濟論』，米沢秀夫著，勁草書房
- 27) 『社会主義経営学の発展』海道進著，白桃書房
- 28) 『中国經濟入門』尾上悦三著，東洋經濟新報社
- 29) 『中国の經濟改革と企業会計』市川衛門著，（社）金融財政事業研究会
- 30) 『中国簿記の研究』服部俊治編著，同文館
（受理 昭和60年1月30日）